

コロナ禍の影響を受けている子育て世帯を支援するため、
「子育て世帯への臨時特別給付金」の速やかな支給を目指します!!

補正
予算額

(一般会計) 1,648,578千円

財源内訳 国庫支出金 :1,648,578千円



伊丹市マスコット たみまる

※事業に必要な予算は、専決処分(11月24日)により措置しました。

補正予算の概要

◆子育て世帯への臨時特別給付金事業

【事業費 1,648,578千円】

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、国の制度による「子育て世帯への臨時特別給付金」を支給します。
- また、支給業務を速やかに実施できるよう、本日付で「臨時特別給付金等事業推進班」を設置しました。

【支給対象者】

次のいずれかの児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者

- ① 令和3年9月分の児童手当(特例給付を除く)支給対象となる児童
- ② 令和3年9月30日時点で高校生など(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童(保護者の所得が児童手当の支給対象となる金額と同等未満)
- ③ 令和3年9月1日以降令和4年3月31日までに生まれた児童手当(特例給付を除く)の支給対象児童(新生児)

【支給額】

対象となる児童1人当たり 50,000円

(例)対象となる児童が2人の場合
5万円×2人 = 10万円

【申請及び支給】

- ① 既に児童手当の支給を受けている世帯 申請不要で12月23日までに支給します。
(児童手当を受けている公務員を除く)
- ② ①以外の世帯 手続きのご案内や申請書の送付は、12月下旬頃を予定しています。
※詳しくは、市広報紙やホームページ等でお知らせします。

<財源内訳>

(単位：千円)

事業名	事業費	財源内訳		
		国・県支出金	地方債	その他・一般財源
子育て世帯への臨時特別給付金事業	1,648,578	1,648,578	0	0